

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月

仙台市人事委員会



R3 人委審第 1042 号

令和 3 年 10 月 12 日

仙台市議会議長 赤間 次彦 様

仙 台 市 長 郡 和子 様

仙台市人事委員会

委員長 中塚 正志

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

	頁
別紙第1 職員の給与等に関する報告	1
1 はじめに	1
2 職員の給与	2
3 民間給与の調査	4
4 職員給与と民間給与の比較	7
5 国家公務員給与との比較	10
6 物価及び生計費	10
7 人事院の報告及び勧告等	11
8 給与の改定等	15
9 人事管理、その他勤務条件	17
別紙第2 職員の給与に関する勧告	30

別紙第 1

職員の給与等に関する報告

1 はじめに

職員の給与は、人事委員会の給与勧告を基にして、市長の条例提案、議会の審議を経て決定されるものである。

給与勧告の制度は、職員が労働基本権の制約を受け、民間と異なり労使交渉による給与決定ができないことの代償措置であり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有している。

給与勧告に際しては、本委員会は、地方公務員法に定める均衡の原則を踏まえ、職員の給与水準を民間事業従事者の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本としてきた。民間準拠による給与決定方式は、市民及び職員の理解のもとに長年実施されてきており、有為な人材の確保や労使関係の安定など能率的な行政運営の基盤として機能してきたところである。

本委員会は、昨年11月、地方公務員法の規定に基づき職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その後引き続き、職員給与及び民間給与の実態その他職員の給与決定の基礎となる諸条件並びに人事管理、給与制度その他勤務条件について調査研究を行い、それに基づき職員の給与等について検討を重ねてきた。その結果は、おおむね次のとおりである。

2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在において在職する本市の職員のうち、「職員の給与に関する条例」に定める各給料表の適用を受ける職員について「職員給与実態調査」を実施した。

本年の調査対象となったのは、再任用職員を除くと11,115人であり、このうち、民間給与との比較の対象となる行政職給料表の適用を受ける職員数は5,276人である。

これらの職員の本年4月における平均給与月額等は、第1表に示すとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

その1 給料表適用職員

給与種目	令和3年4月	令和2年4月	平成31年4月
	円	円	円
給料	337,303	339,351	340,759
扶養手当	7,508	7,611	7,735
給料の特別調整額	7,493	7,368	7,268
地域手当	21,244	21,385	21,463
住居手当	7,478	7,390	7,224
その他	2,775	2,833	2,861
計	383,801	385,938	387,310

(注) 1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「その他」は、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当である。

3 再任用職員は含まれていない（以下その3まで同じ。）。

その2 行政職給料表適用職員

給与種目	令和3年4月	令和2年4月	平成31年4月
	円	円	円
給料	324,050	325,216	324,316
扶養手当	7,134	7,164	7,194
給料の特別調整額	10,359	10,094	9,905
地域手当	20,561	20,625	20,560
住居手当	8,066	8,055	7,891
その他	158	151	146
計	370,328	371,305	370,012

(注) 1 「給料」には、給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「その他」は、単身赴任手当及び初任給調整手当である。

その3 行政職給料表適用職員数、平均年齢及び平均経験年数

	職員数	平均年齢	平均経験年数
令和3年4月	5,276 人	41.5 歳	19.4 年
令和2年4月	5,248 人	41.6 歳	19.6 年

3 民間給与の調査

本委員会は、職員と民間事業従事者の給与の比較を行うため、人事院、宮城県人事委員会等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査は、市内の民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の562事業所から層化無作為抽出法により抽出した157事業所を対象として、公務と類似すると認められる職務に従事する者等5,855人について、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を調査し、併せて給与改定の状況等についても調査を行った。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

ところで、職種別民間給与実態調査については、職員の給与を民間準拠とすることについて幅広く市民の理解を得るとともに、産業構造や組織形態等の変化も踏まえた妥当な内容とすることを目的として、適宜見直しを実施してきている。具体的には、平成18年に、調査対象とする企業の規模をそれまでの100人以上から50人以上に引き下げている。これは、調査自体の精確性・信頼性を確保しつつ、民間給与をできるだけ広く把握しその実態を職員の給与水準に反映させるため、重要な給与決定要素である役職段階の企業規模100人未満の民間企業における状況や、同年の職種別民間給与実態調査において試行した企業規模50人以上100人未満の民間事業所を対象とした調査における調査率及び公民給与比較の対象となる役職段階別の調査実人員の確保の状況、同様の観点から行われた国における見直しの内容等を考慮して行ったものである。このほか、比較対象従業員の範囲について、同年にスタッフ職等へ拡大し、平成26年に比較対象従業員へ中間職（職責が部長と課長の間に位置付けられる従業員等）を追加する見直しを、調査対象産業について、平成25年

に「農業、林業」、「宿泊業、飲食サービス業」等を加えた全ての産業へ拡大する見直しを行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の主な結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定の状況

第2表に示すとおり、係員で見ると、ベースアップを実施した事業所の割合は26.7%（昨年29.9%）、ベースアップを中止した事業所の割合は19.8%（同20.9%）となっており、86.2%（同83.5%）の事業所において定期昇給を実施している。

第2表 民間における給与改定の状況

その1 民間における本年の給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係員	26.7	19.8	0.0	53.5
課長級	17.2	16.0	0.0	66.8

(注) 調査時点においてベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

その2 民間における本年の定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期 昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化 なし			
係員	88.5	86.2	19.1	5.9	61.2	2.3	11.5
課長級	71.3	68.9	14.4	4.5	50.0	2.4	28.7

(注) ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所及び調査時点において定期昇給の実施が未定の事業所を除いて集計した。

(2) 初任給改定の状況

第3表に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で28.8%、高校卒で18.7%となっている。そのうち大学卒で33.4%、高校卒で44.0%の事業所で初任給が増額となり、大学卒で65.5%、高校卒で56.0%の事業所で据置きとなっている。

第3表 民間における初任給改定の状況

(単位：%)

学歴	項目	採用あり	初任給改定の状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒		28.8	[33.4]	[65.5]	[1.1]	71.2
高校卒		18.7	[44.0]	[56.0]	[0.0]	81.3

(注) []内は、採用がある事業所を100とした割合である。

4 職員給与と民間給与の比較

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づいて、毎月きまって支給する給与（月例給）と、一定の時期に賞与等として支給する給与（特別給）の2つに大別し、それぞれ比較を行った。その結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっている。したがって、職員給与と民間給与を比較するに当たっては、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、上記の給与決定要素を合わせて、同種・同等比較を行うことが適当である。このため、本委員会では、月例給の職員給与と民間給与との比較においては、職員にあつては、一般的な行政の事務事業に携わる行政職給料表適用職員と、民間にあつては、これに相当すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴及び年齢を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、本市職員数を基礎としたラスパイレス方式による比較（本市の個々の職員に上記4つの給与決定要素が同一である民間事業従事者の給与額を支給したと仮定して算出される本市職員全体の給与支給総額と、現に本市職員に支給している給与支給総額との比較）を行っている。

本年4月分の比較の結果は第4表に示すとおりであり、公民較差を算出したところ、民間給与が職員給与を1人当たり95円（0.03%）下回っていた。

第4表 月例給の公民較差

民間	職員	較差
373,956 円	374,051 円	△95 円 (△0.03%)

(注) 1 本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない(比較対象職員の平均年齢41.9歳)。

2 民間にあつてはきまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いた額、職員にあつてはこれに相当する給与(給料、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、住居手当等)の額で比較している。

また、月例給のうち、初任給及び家族手当の状況は、以下のとおりである。

ア 初任給

市内の民間事業所における新卒事務員・技術者の初任給の状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 民間における学歴別初任給

学歴	初任給月額
大学卒	202,006 円
短大卒	180,689 円
高校卒	165,888 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当等の所定外給与のほか、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、初任給の定めのある事業所について平均したものである。

備考：職員の初任給は、地域手当を含めて、大学卒198,432円、短大卒175,112円、高校卒160,166円である。

イ 家族手当（扶養手当）

市内の民間事業所における家族手当の支給状況は、第6表に示すとおりである。

第6表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,620 円
配偶者と子1人	19,229 円
配偶者と子2人	26,006 円

(注) 金額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

備考：職員の扶養手当の支給月額は、配偶者及び父母等については6,500円、子については10,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に市内の民間事業所において支払われた賞与等の特別給（ボーナス）を精確に把握し、平均所定内給与月額に対する支給割合を算定したところ、第7表に示すとおり4.31月分に相当しており、職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数（4.45月分）を下回っていることが明らかになった。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期（A1）	356,626 円
	上半期（A2）	357,696 円
特別給の支給額	下半期（B1）	746,776 円
	上半期（B2）	793,955 円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.09月分
	上半期（B2/A2）	2.22月分
	計	4.31月分

(注) 「下半期」とは令和2年8月から令和3年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

5 国家公務員給与との比較

総務省の令和2年地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本市職員について、令和2年4月の給料月額を、学歴及び経験年数を考慮してラスパイレス方式により比較した場合の本市職員の指数（国家公務員を100とする。）は102.6となっている。

これに対し、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本市職員（いずれも、本年度の新規学卒の採用者を除く。）について、本年4月における諸手当を含めた平均給与月額を比較すると、国家公務員は407,153円（平均年齢43.0歳）、本市職員は374,051円（平均年齢41.9歳）となっている。

6 物価及び生計費

総務省統計局の調査によると、本年4月の仙台市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して1.0%減少している。

また、同局の家計調査によると、本年4月の仙台市における勤労者世帯（世帯人員3.11人、世帯主年齢45.6歳）の消費支出は、272,595円となっている。

7 人事院の報告及び勧告等

人事院は、本年8月10日に、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の国家公務員の給与について報告し、必要な給与改定について勧告を行った。併せて、公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。それぞれの概要は、次のとおりである。

人事院の報告及び勧告等の概要

I 給与に関する報告及び勧告

1 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

2 民間給与との比較に基づく給与改定等

(1) 民間給与との比較

<月例給> 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 民間の支給割合 4.32月 (公務の支給月数 4.45月)

(2) 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映
(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

(3) その他の取組

ア 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

イ 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

ウ テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

(4) 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

II 公務員人事管理に関する報告

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の醸成を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

Ⅲ 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止

② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和

③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置

② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置

③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止

子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和

② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）

③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施

・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日

・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

8 給与の改定等

前記4(1)のとおり、月例給については、民間事業従事者の給与が職員の給与を95円(0.03%)下回っている。本年は、公民較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を見送ることが適当である。

また、期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間の支給月数を0.15月分引き下げる必要があると判断した。

具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 改定すべき事項

期末手当及び勤勉手当について、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、本年度から支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月分とする。

支給月数の引下げ分は、国に準じて期末手当から差し引くこととし、本年度については12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降については6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう支給月数を定める。

再任用職員の期末手当についても、支給月数の引下げを行うこととする。

(2) その他

本委員会は、昨年報告において、国や他の地方公共団体との制度的均衡等にも配慮しながら、引き続き本市における適切な給与制度のあり方について検討していく旨言及したところである。

国において実施している、高位の号俸から昇格した場合の給料月額
の増加額の縮減措置については、当該制度的均衡等に鑑みれば、本市
においても実施していくことが適当と考えられることから、本市の実
情も考慮しながら、具体的な制度設計を行っていくこととする。

9 人事管理、その他勤務条件

少子高齢化の進展に伴う社会構造の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会情勢は大きく変容し、行政分野におけるデジタル化・オンライン化の遅れをはじめとした様々な課題が顕在化している。

こうした中、人事行政においては、複雑化・高度化する行政課題を解決していくために、課題を的確に捉え、社会の変化に柔軟に対応できる多様で有為な人材を確保・育成し、最大限に活用することで、組織力の向上につなげていくことが必要となる。そのためにも、職員一人ひとりが意欲を持って能力を存分に発揮できる働きやすい環境を整えていくことが求められている。

また、多くの職員が、長期にわたり通常業務に加えて新型コロナウイルス感染症への対応等に精励している。収束に向けた見通しがいまだ不透明である状況の中、職員の健康管理等の喫緊の課題についても鋭意取り組んでいく必要がある。

(1) 働きやすい環境づくり

ア 超過勤務の縮減

昨年度の職員一人当たりの平均超過勤務時間数は、全体では令和元年度より減少したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、超過勤務時間数が大幅に増加した部署があり、年間720時間を超える超過勤務を行った職員も多く見受けられた。

このような中、本市においては、本年3月に「超過勤務縮減の指針」を策定し、超過勤務に対する一層の意識醸成を図り、職員

一丸となってその縮減に取り組んでいる。

また、新型コロナウイルス感染症への対応等に係る全庁的な応援体制を構築するとともに、各職場における優先度に基づいた業務の停止・縮小・延期等や事務事業の効率化・委託化、業務分担の調整、保健所のマネジメント機能の強化、8月1日付での職員採用等、全庁を挙げて様々な面からの取組を実施しているところである。

本年6月には、「仙台市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、デジタル技術により効率化が図られる業務について、AIやRPA、クラウドサービス等を組織の枠を超えて積極的に導入し、事務の効率化に取り組んでいくこととしている。

本委員会が本年7月から8月にかけて実施した超過勤務時間数の多い部署等を対象としたヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、保健所等の業務にとどまらず、緊急経済対策などの新規事業の立ち上げや展開、既存事業の見直しなど、幅広い分野の業務に直接的又は間接的に多大な影響を及ぼしていること、全庁的な応援体制の構築により、応援を受ける部署の負担軽減が着実に図られ、一方で応援を行う部署に負担が生じていること、厳しい状況下にあっても、各部署とも懸命に超過勤務の縮減に取り組んでいることなどが確認できた。

任命権者においては、新型コロナウイルス感染症への対応等をはじめとした非常時の業務量の拡大、変化に的確に対応できるよう、より一層機動的かつ効率的な組織体制を構築していくとともに、引き続き事務事業の不断の見直しや業務量に応じた適正な人

員配置を図るなど、本市全体として超過勤務の縮減に向けた取組を推進していく必要がある。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応等は、大規模災害への対処等と同様に、上限を超えて超過勤務を命ずることができる特例業務とされているが、任命権者においては、長時間勤務が及ぼす種々の影響を考慮し、特例業務を含めた超過勤務時間の適正な管理の徹底に努める必要がある。

イ 教職員の多忙化解消

教職員の多忙化解消は、心身の健康を守り、教職人生を豊かにするとともに、児童・生徒に向き合う時間を十分に確保し、授業やその準備に集中できる環境を整えるなど、本市の教育の質の維持・向上にも資するものである。

また、全国的に公立学校教員採用選考における受験者数が減少しており、本市においても同様の傾向がみられる中、教職員の多忙化解消を図ることは、有為な人材の確保という観点からも、極めて重要であるといえる。

しかしながら、昨年度における本市の教職員の時間外在校等時間（正規の勤務時間以外の在校等時間）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業措置の影響などから、令和元年度に比べれば減少したものの、なお高い水準にとどまっており、条例及び関連規程により設定された上限を超える傾向が続いている。

このような中、本市教育委員会においては、昨年度から勤務時間外の電話自動音声案内を全校に拡大したほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により教室の消毒作業等の新たな負担が生

じたことを受け、昨年7月から外部人材としてスクール・サポート・スタッフを採用するなどの取組を行っている。本委員会が実施した前述のヒアリングでは、こうした取組が教職員の業務負担の軽減に効果を挙げている一方で、学校運営の要であり、学校の働き方改革を進めていく立場でもある管理職員を含め、教職員が、児童生徒への教育活動をはじめ、部活動指導、保護者や地域への対応、各種事務作業等の様々な業務によって、多忙を極めている状況が確認できたところである。

本市教育委員会では、本年3月に「仙台市教育構想2021」を策定し、学校における働き方改革として、これまでの取組に加え、事務手続のデジタル化、ICTを活用した研修・会議の推進などにより、校務の効率化を一層進めていくこととしている。

また、文部科学省は、学校における働き方改革の一環として、昨年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に関する通知を発出し、部活動改革の第一歩として、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとしている。

学校における働き方改革を推進していくためには、各学校や地域の実情を踏まえながら、一つひとつの取組を積み重ねていく必要があるとされており、今後も、本市教育委員会主導のもと、各学校と連携し、保護者と地域の理解と協力を得ながら、教職員が本来担うべき業務に注力できる環境づくりに取り組むなど、管理職員も含めた教職員の業務負担の軽減、長時間勤務の是正に努めていく必要がある。

ウ 多様で柔軟な働き方の推進

職員がやりがいを持って生き生きと働くためには、年齢や性別、障害の有無、子育てや介護等の事情にかかわらず、意欲を持って能力を存分に発揮できる環境づくりが重要である。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、働き方に対する意識や価値観が大きく変化してきている中で、より多様で柔軟な働き方ができる環境づくりが求められているところであり、さらなる取組を推進していく必要がある。

本市においては、昨年3月に策定した「子育て推進・女性職員活躍推進プラン」に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境づくりや、女性職員の活躍推進に向けた様々な取組を進めており、本年度は、新たに男性職員向け子育て制度ハンドブックの作成及び周知等を行っている。

また、本年3月には「男女共同参画せんだいプラン2021」を策定し、基本目標の一つに「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」を掲げ、事業主である本市自らも、長時間労働の是正や男性職員の育児休業の取得等をより一層推進していくこととしている。

本年8月、人事院は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍推進をさらに進めるため、育児休業の取得回数制限を緩和するよう「国家公務員の育児休業等に関する法律」の改正について意見の申出を行い、併せて不妊治療のための休暇の新設、非常勤職員の出産、育児等に係る休暇の新設や改善など、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置を一体的に講じていくこととした。

任命権者においては、人事院の意見の申出を踏まえた今後の法改正等の動向を注視しつつ、性別や職種等にかかわらず、会計年度任用職員も含めた職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立に向けた取組を適切に推進していく必要がある。

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から時差出勤の範囲の拡大、サテライトオフィスの設置等に取り組んでおり、また前述の「仙台市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において、子育てや介護等の事情を抱える職員であっても働きやすい環境を整備することを目的として、テレワークのさらなる検討を進めることとしている。

これらの取組は、非常時における業務継続性の確保などの効果が期待され、多様で柔軟な働き方の推進にも大いに資するものであることから、さらなる取組が展開されていくことを期待する。

なお、テレワークの導入・拡大に当たっては、作業環境の整備、勤務時間の管理や業務中のコミュニケーション、安全衛生上の管理、適正な人事評価等、注意を要する点も多くあることから、先行事例や国の動向等も参考に、十分な検討を行いながら進めていく必要がある。

任命権者においては、多様で柔軟な働き方の推進に資する取組を今後も積極的に展開していくとともに、職員一人ひとりがやりがいを感じ、その能力を将来にわたって最大限に発揮できる環境づくりに努めていくことを期待する。

エ 職員の健康管理

心身の健康の保持増進は、職員が自己の能力を十分に発揮し、

意欲を持って業務に従事するために不可欠なものであり、公務能率の維持・向上を図る観点からも重要である。

前述のとおり、現在も多くの職員が長期にわたり、新型コロナウイルス感染症への対応等に精励しているところであり、職員の精神的・身体的負担を軽減し、心身の健康の保持増進を図ることは、まさに喫緊の課題といえる。

本市においては、新型コロナウイルス感染症に係る業務の拡大を受け、超過勤務時間が一定以上となる職員の占める割合が相当程度高いと判断される職場を選定し、看護師、保健師又は産業カウンセラーが各職場に出向いて職員との面談等を行っている。また、管理職員についても疲労の蓄積が懸念されるとして、時間外勤務時間の記録及び報告を求め、必要に応じ産業医による保健指導等を実施している。

本年7月、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更が閣議決定され、地方公務員についても、自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等への対応等により、一時的に長時間勤務が必要となる場合があることを踏まえ、長時間勤務の削減のための対策、長時間勤務による健康障害防止対策、勤務間インターバルの確保、メンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策に取り組むこと等が明記された。

任命権者においては、適切な勤務時間管理やストレスチェックの集団分析結果の活用等により、引き続き職場環境の改善に努めるとともに、セルフケア、管理監督者によるラインケア、産業保健スタッフによる面接指導等を有機的に活用し、より迅速かつ適切な措置を行っていくことが求められる。

また、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、勤務間インターバルの確保に向けた検討、ハラスメント防止対策に係る管理監督者への研修や相談体制の適切な運用等も含め、職員の心身の健康を保持増進するため、様々な取組を一層推進していく必要がある。

(2) 適正な人事管理の推進

ア 人材の確保

全国的な傾向として、若年層人口の減少等により採用を取り巻く環境は厳しさを増しており、国家公務員と同様に、本市の採用試験における受験者数の確保についても引き続き難しい状況が続くと予想される。

こうした中で、現在実施している社会人経験者採用試験は、多様な経験を有し、職務能力の高い人材を幅広く確保できる有用な方策である。当該試験による採用者の中には、高いIT技術や一級建築士等の資格など、前職で培った経験や能力等を業務の質の向上や職場の活性化に活かしている者もいる。係長職昇任者も増加し、今後は管理監督職としての活躍も期待される。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う行政需要に早急に対応するため、本年8月1日付での採用に係る早期採用試験を特例として実施し、即戦力となる幅広い人材を確保することができた。

一方、本市の大学卒程度採用試験の受験者数は減少傾向にあり、若手人材の確保のための検討が求められる。

このような状況の中、本委員会では、本市の若手職員が個別に

仕事の魅力を伝える「せんだいナビゲーター」の取組を行っている。さらに、学生等の受験者に市職員として働くイメージを具体的に抱いてもらい、採用後も高い意欲を持って仕事に取り組んでいくことができるように、職員採用に関する各種セミナーや職員募集ガイドを通じて、若手職員が様々な分野で市民生活を支え、やりがいを持って生き生きと仕事をしている様子を積極的に広報している。

本年度からは、新たな取組としてWEB会議システムを活用した職員採用セミナーを主催し、居住地にかかわらず参加できる環境を整備した。その結果、これまで参加申込者が極めて少なかった関西方面からの申込みが増加したほか、コロナ禍にあつて都道府県間の移動制限もある中でも安心して参加することができたといった参加者の声も聞かれた。

併せて、職員が職務経験等をプレゼンテーションする動画やより専門性の高い職種にフォーカスした動画を制作・配信するなど、有為な人材の確保に向けた広報手段の多様化を図っている。また、本委員会以外においても、土木職の若手職員によるTwitterを活用した仕事のやりがいや実際の業務の様子の発信、本市の公式動画チャンネル「せんだいTube」を活用した消防局で働く魅力の配信など、様々な広報媒体が活用されてきているところであり、このような取組が積極的に展開され、技術系や専門職をはじめとした若手人材の確保につながることを期待する。

今後、受験申込の電子化をはじめとした採用試験のあり方等について引き続き研究を進めるとともに、職員採用に関する情報の発信に努め、任命権者と連携しながら、予期せぬ災害や、デジタ

ル化等の急速な社会環境の変化に柔軟に対応できる、多様で有為な人材を幅広く確保していくための取組を推進していく。

イ 人材の育成

本年3月、総務省の「地方公共団体における今後の人材育成の方策に関する研究会」の報告書において、地方公共団体における今後の人材育成の推進に必要なポイントとして、人材をマネジメントする視点に立ち、職員を組織にとって重要な「人財」として育成し、限られた「人財」を最大限に活用することによって、組織力の向上を図ることが重要であること等が提言された。

本市においては、本年3月に、社会情勢や職場環境の変化等を踏まえ、今後の課題に的確に対応し、新たな時代を見据えた人材育成を総合的・計画的に推進することを目的として、「仙台市人材育成基本方針」の全面的改定を行い、今後10年間の本市職員の長期的な人材育成の方向性を定めるとともに、目指す職員像や重点取組方針を示したところである。

取組の初年度である本年度においては、目指す職員像や人材育成の基本的な考え方、役割を周知徹底し、職員一人ひとりの主体的な成長に向けて、意識づけと環境整備をしっかりと行う必要がある。また、その上で、人材育成基本方針に掲げる重点取組方針を基本とした各施策分野別の取組を着実に実行し、実効性の高い人材育成を計画的に推進していくことが求められる。

また、任命権者においては、人事評価制度について、人材育成のツールとして任用、給与、分限等に有効に活用し、職員一人ひとりの能力開発や能力伸長、やりがいやエンゲージメントの向上

にも資するよう、引き続き国等の動向も踏まえながら、積極的に見直しを進めていく必要がある。

今後、高い意欲と能力を持った人材を採用し計画的に育成していくとともに、全ての年代の職員が、やりがいを持ち続けながら継続的にキャリアアップでき、さらには培った知識や経験を次代を担う職員に確実に継承していけるよう、人事管理上の諸施策を総合的に展開させ、組織的に取り組んでいくことが重要である。

ウ 高齢層職員の能力及び経験の活用

本年6月の地方公務員法の改正により、令和5年度から令和13年度までに定年年齢を段階的に引き上げて65歳とするほか、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、60歳以後の任用・給与・退職手当に関する情報提供と60歳以後の勤務の意思確認制度など、定年の引上げに伴う新たな制度の具体的な内容が示されている。

任命権者においては、法の趣旨や国等の動向を踏まえながら遺漏なく準備を進め、職員の中長期的な採用・退職の管理、昇任を含めた人事管理等、本市制度のあり方を包括的に検討していくとともに、これまで以上に高齢層職員の知識・経験を活用し、組織全体の活力を維持していくことが求められる。

(3) 市民からの信頼の確保

本市においては、職員の行動の基本となる「仙台市コンプライアンス行動規範集」を平成27年度に策定し、「仙台市コンプライアンス推進計画（計画期間：令和元年度～令和3年度）」及び年次計画である「仙台市コンプライアンスアクションプラン」に基づき、様々な取組

を推進している。

また、地方自治法の改正により地方公共団体における内部統制制度が導入されたことに伴い、本市においても昨年3月に「仙台市内部統制基本方針」を策定し、全庁を挙げてさらなる事務執行の適正化に取り組んでいる。

任命権者においては、依然として職員による非違行為が発生している状況も踏まえ、コンプライアンスの推進に向けた各種取組を着実に進めるとともに、内部統制制度の適切な運用に努め、市政運営の基礎となる市民の信頼確保に取り組んでいく必要がある。

— おわりに —

本年の勧告は、月例給の改定は行わず、特別給について2年連続の引下げ改定となる。

公務員の適正な給与水準については、地域の民間企業の給与水準に準拠することを基本としているところであるが、新型コロナウイルス感染症による経済への影響が長期化する中で、民間企業の雇用・賃金情勢は、依然として厳しい状況が続いている。

職員は、公務員としての使命感を持って職務に精励しているところであるが、あらためて市民の市政への期待を深く自覚し、また、公務員給与に対する市民の信頼を損なうことのないよう、高い士気を持って公務の公正かつ能率的な運営に全力を尽くされることを期待する。

議会及び市長におかれては、人事委員会の給与勧告制度が果たしている役割の重要性に深い理解を示され、速やかにこの勧告が実施されるよう要請する。

別紙第 2

職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 の報告に基づき、次の措置を講ずるよう勧告する。

1 期末手当

(1) 再任用職員以外の職員

ア 令和 3 年 12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.125 月分（管理職員にあっては、0.925 月分）とすること。

イ 令和 4 年度以降については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.20 月分（管理職員にあっては、それぞれ 1.00 月分）とすること。

(2) 再任用職員

ア 令和 3 年 12 月に支給される期末手当の支給割合を 0.625 月分（管理職員にあっては、0.525 月分）とすること。

イ 令和 4 年度以降については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.675 月分（管理職員にあっては、それぞれ 0.575 月分）とすること。

2 改定の実施時期

(1) 1 (1)ア及び(2)アについては、令和 3 年 12 月 1 日から実施すること。

(2) 1 (1)イ及び(2)イについては、令和 4 年 4 月 1 日から実施すること。

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

職員給与関係	頁
令和3年職員給与実態調査の概要	33
第1表 給料表適用人員	34
第2表 給料表適用人員の推移	34
第3表 平均給与月額推移	35
第4表 給料表別給与額等	36
第5表 給料表別、級別給料の月額等	38
第6表 給料表別、級別、号俸別人員	40
第7表 給料表別、級別、年齢別人員	56
第8表 給料表別、級別、経験年数別人員	58
第9表 給料表別、学歴別、性別人員構成	60
第10表 給料の特別調整額の支給状況	61
第11表 扶養手当の支給状況	62
第12表 住居手当の支給状況	63
第13表 通勤手当の支給状況	63
第14表 再任用職員の給料表別、級別人員	64
民間給与関係	
令和3年職種別民間給与実態調査の概要	65
第15表 産業別、企業規模別調査事業所数	67
第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	67
第17表 職種別給与額等	68
第18表 賞与の配分状況	72

国及び他の指定都市の職員の給与

第 19 表 国家公務員の平均給与月額等 73

第 20 表 指定都市職員の平均給与月額等 74

労働経済指標

第 21 表 労働経済指標 76

職 員 給 与 関 係

令和3年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するに当たっての基礎資料を得るため、令和3年4月1日を基準日として、職員給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、消防職給料表、教育職給料表（一）、教育職給料表（二）、医療職給料表（一）及び医療職給料表（二））の適用を受ける職員を対象とした（無給休職者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員等は、調査の対象としていない。）。

3 調査の内容

給料表適用人員、給与額、経験年数、年齢、学歴等について調査した。

第1表 給料表適用人員

給料表 部局名	行政職	消防職	教育職(一)	教育職(二)	医療職(一)	医療職(二)	計
	人	人	人	人	人	人	人
市長部局	4,535	12			14	10	4,571
消防局	8	1,086					1,094
教育委員会	400						400
高等学校	16		216				232
特別支援学校	4		77				81
中等教育学校	3		58				61
小・中学校	225			4,364			4,589
幼稚園				2			2
その他	85						85
計	5,276	1,098	351	4,366	14	10	11,115

(注) 再任用職員は含まれていない(以下第13表まで同じ。)

第2表 給料表適用人員の推移

年月 項目	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月
人員	10,819	10,821	11,063	11,078	11,115
指数	100.0	100.0	102.3	102.4	102.7
対前年増減数 (同増減率)	+4,539 (+72.3%)	+2 (+0.0%)	+242 (+2.2%)	+15 (+0.1%)	+37 (+0.3%)

(注)1 指数については、平成29年4月の人員数を100としている。

2 平成29年4月から、県費負担教職員の給与負担等の権限が本市に移譲されたことに伴い、市立小学校及び中学校等の教職員が新たに対象となっている。

第3表 平均給与月額の推移

その1 給料表適用職員

年 月 種 目	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月
	円	円	円	円	円
給 料	346,579	344,334	340,759	339,351	337,303
扶養手当	7,743	7,819	7,735	7,611	7,508
地域手当	21,792	21,681	21,463	21,385	21,244
計	376,114	373,834	369,957	368,347	366,055

(注) 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

その2 行政職給料表適用職員

年 月 種 目	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月
	円	円	円	円	円
給 料	326,903	325,452	324,316	325,216	324,050
扶養手当	7,160	7,195	7,194	7,164	7,134
地域手当	20,702	20,616	20,560	20,625	20,561
計	354,765	353,263	352,070	353,005	351,745

(注) 「給料」には、給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

第4表 給料表別給与額等

給料表 給与額等		行政職	消防職	教育職(一)
職員数		5,276 人	1,098 人	351 人
扶養親族を有する職員数		1,924 人	718 人	167 人
扶養親族数		3,694 人	1,578 人	319 人
給料総額		1,709,685,315 円	349,756,700 円	135,805,764 円
扶養手当総額		37,641,500 円	15,494,000 円	3,333,000 円
給料の特別調整額総額		54,655,900 円	6,882,800 円	1,032,300 円
地域手当総額		108,480,713 円	22,361,418 円	8,410,121 円
住居手当総額		42,558,300 円	7,844,400 円	2,269,900 円
その他		832,000 円	0 円	4,414,750 円
給与総額		1,953,853,728 円	402,339,318 円	155,265,835 円
職員一人当たり平均	給料額	324,050 円	318,540 円	386,911 円
	扶養手当額	7,134 円	14,111 円	9,496 円
	給料の特別調整額	10,359 円	6,268 円	2,941 円
	地域手当額	20,561 円	20,366 円	23,960 円
	住居手当額	8,066 円	7,144 円	6,467 円
	その他	158 円	0 円	12,578 円
給与額		370,328 円	366,429 円	442,353 円
平均経過年数		19.4 年	18.7 年	22.8 年
平均修学年数		14.9 年	14.0 年	15.9 年
平均年齢		41.5 歳	39.6 歳	45.7 歳

- (注) 1 「給料額」には、給料表切替えに伴う経過措置額を含む(第5表における「給料」について同じ。)
 2 消防職の「給料額」には、給料の調整額を含む(第5表における「給料」について同じ。)
 3 教育職(一)及び教育職(二)の「給料額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む(第5表における
 4 「その他」は、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時

教育職(二)	医療職(一)	医療職(二)	計
4,366 人	14 人	10 人	11,115 人
1,393 人	7 人	3 人	4,212 人
2,605 人	10 人	8 人	8,214 人
1,542,919,172 円	7,113,600 円	3,845,700 円	3,749,126,251 円
26,773,000 円	99,500 円	110,000 円	83,451,000 円
19,433,800 円	1,204,400 円	70,800 円	83,280,000 円
95,345,358 円	1,289,030 円	241,590 円	236,128,230 円
30,302,500 円	55,200 円	82,800 円	83,113,100 円
24,100,200 円	1,491,900 円	0 円	30,838,850 円
1,738,874,030 円	11,253,630 円	4,350,890 円	4,265,937,431 円
353,394 円	508,114 円	384,570 円	337,303 円
6,132 円	7,107 円	11,000 円	7,508 円
4,451 円	86,029 円	7,080 円	7,493 円
21,838 円	92,074 円	24,159 円	21,244 円
6,941 円	3,943 円	8,280 円	7,478 円
5,520 円	106,564 円	0 円	2,775 円
398,276 円	803,831 円	435,089 円	383,801 円
18.4 年	27.8 年	30.7 年	19.1 年
16.0 年	18.0 年	14.6 年	15.3 年
41.4 歳	52.2 歳	53.7 歳	41.4 歳

「給料」について同じ。)。制通信教育手当である。

第5表 給料表別、級別給料の月額等

行政職給料表							消防職		
区分	人員	1人当たり平均				区分	人員	給料	
		給料	年齢	経験年数	修学年数				
	人	円	歳	年	年		人	円	
級	1	1,935	232,151	29.7	7.3	15.3	1	396	234,879
	2	877	326,974	41.0	19.0	14.8	2	353	336,579
	3	1,420	374,594	49.9	28.5	14.3	3	223	378,365
	4	389	395,844	50.2	28.1	14.8	4	40	398,558
	5	360	421,752	52.5	30.2	15.1	5	54	424,813
	6	151	444,023	53.6	31.2	15.4	6	18	446,072
	7	116	472,287	55.2	32.8	15.4	7	13	472,677
	8	28	505,021	56.6	33.9	15.8	8	1	500,200
	計	5,276	324,050	41.5	19.4	14.9	計	1,098	318,540

教育職給料表(二)							医療職		
区分	人員	1人当たり平均				区分	人員	給料	
		給料	年齢	経験年数	修学年数				
	人	円	歳	年	年		人	円	
級	1	0	—	—	—	—	1	0	—
	2	3,920	344,296	39.9	17.0	16.0	2	8	483,525
	特2	71	422,725	50.8	27.9	16.0	3	5	535,920
	3	192	424,917	52.1	29.1	16.0	4	1	565,800
	4	183	446,340	57.0	34.2	16.0	5	0	—
	計	4,366	353,394	41.4	18.4	16.0	計	14	508,114

給 料 表			教 育 職 給 料 表 (一)						
1人当たり平均			区 分	人 員	1人当たり平均				
年 齢	経験年数	修学年数			給 料	年 齢	経験年数	修学年数	
歳	年	年	級	人	円	歳	年	年	
27.8	6.5	14.5		1	2	271,908	33.3	9.8	16.0
41.1	20.1	13.7		2	326	382,881	45.3	22.3	15.9
50.7	30.2	13.5		特2	6	443,621	52.7	30.0	16.0
51.4	31.2	13.8		3	11	449,791	51.9	29.2	16.0
53.6	33.1	14.3		4	6	472,217	57.2	34.3	16.0
53.8	32.9	14.2							
55.7	34.4	14.8							
57.8	39.2	12.0							
39.6	18.7	14.0		計	351	386,911	45.7	22.8	15.9

給 料 表 (一)			医 療 職 給 料 表 (二)						
1人当たり平均			区 分	人 員	1人当たり平均				
年 齢	経験年数	修学年数			給 料	年 齢	経験年数	修学年数	
歳	年	年	級	人	円	歳	年	年	
—	—	—		1	0	—	—	—	—
47.6	23.2	18.0		2	3	339,467	47.1	21.3	14.0
57.5	33.0	18.0		3	4	391,825	55.0	34.1	14.5
62.9	39.2	18.0		4	2	412,350	57.9	34.6	15.0
—	—	—		5	1	435,300	59.6	37.2	16.0
				6	0	—	—	—	—
				7	0	—	—	—	—
52.2	27.8	18.0		計	10	384,570	53.7	30.7	14.6

第6表 給料表別、級別、号俸別人員

その1 行政職給料表(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

適用者総数 5,276人

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4					1			
5	14							
6								
7		1						
8	10							
9	2	1						
10	1							
11	6							
12	7	1						
13		31	2					
14	3	2	4					
15	6							
16	6	9						
17	2	8	2					
18	15	3	6					
19	7	5	2					
20	8	8	1					
21	5	19						
22	9	14	9					
23	21	6	3					
24	5	9	4					
25	95	8	2					
26	23	17	7	1				
27	9	4	1					
28	72	6	11					
29	13	11	6	1				
30	29	18	5	1		1		1
31	10	13	9					
32	62	9	7	3	1			
33	23	15	7	1	2			
34	39	18	9		1			
35	11	14	6	1				
36	83	12	7	1	1			
37	24	18	7	2	1			
38	24	7	6	2	4			
39	19	12	9	2	1			1
40	88	5	4	2	3			
41	26	16	13	3	2			
42	29	19	12					
43	25	10	9	5	2		2	1
44	66	11	8	6	1		7	
45	31	14	12	2	3	1	2	3
46	35	14	9	6	8		6	
47	21	16	3	3	6		3	1
48	63	19	13	4	4	2	2	1
49	26	15	11	4	1	2	3	1
50	28	18	12	4	3	1	4	2
51	46	10	16	4	10	4	7	6
52	35	10	10	5	9	2	7	2
53	69	15	18	6	7	2	10	4
54	21	11	18	6	7	2	6	2
55	23	17	22	7	11	6	9	
56	31	24	18	4	23	9	3	1
57	68	16	21	5	20	8	6	1
58	26	21	32	3	12	4	2	
59	28	4	19	6	11	4	5	
60	38	23	18	6	16	2	6	

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8
61	43	17	25	5	28	10	1	
62	17	15	20	7	15	6	4	
63	31	9	40	8	14	9	2	
64	28	14	24	5	10	1	2	
65	39	9	37	6	11	5	1	
66	21	14	37	11	23	2	2	1
67	23	9	19	6	17	5		
68	27	15	31	14	8	4	3	
69	31	12	27	4	12	4	2	
70	19	21	34	6	6	2	3	
71	19	11	30	6	8	4	2	
72	19	18	25	9	2	7	1	
73	20	9	20	4	5	5	3	
74	8	12	8	7	1	7		
75	9	11	15	3	3	3		
76	12	12	24	4	2	3		
77	18	20	21	9	3	24		
78	8	23	10	3				
79	8	3	9	2	1			
80	6	2	20	3	3			
81	2	10	13	4				
82	4	4	26	3	1			
83	3		11	13				
84	6		6	9				
85	2		11	10	16			
86	4		14	12				
87	1		6	14				
88	4		13	6				
89	1		16	13				
90	3		21	7				
91	2		15	7				
92	2		25	7				
93	3		26	7				
94	1		46	3				
95			84	5				
96			40	1				
97	5		31	3				
98			33	3				
99			18					
100			9	1				
101			5					
102			3	3				
103			3					
104			4	1				
105				29				
106			3					
107			3					
108			3					
109			2					
110								
111			1					
112								
113			1					
114			1					
115			2					
116			1					
117			18					
計	1,935	877	1,420	389	360	151	116	28

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号俵の位置を示す(以下その6まで同じ。)

その2 消防職給料表(消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 1,098人

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5	6							
6								
7								
8	2							
9	2							
10								
11	3							
12	3	1	1					
13	1							
14	2							
15	3	1						
16	5	1						
17		1						
18	3							
19	2	4						
20	2							
21	16	1						
22	3		1					
23	1							
24	24	4						
25	1	1						
26	5	4						
27	5	2	1					
28	18	8	1					
29	2	1	1					
30	9							
31	1	5						
32	25	4	1					
33	3	4	2					
34	8	6	3					
35	7	6	1					
36	20	5	1					1
37	9	5	2					
38	6	8						
39	3	4	2	1				1
40	19	4						1
41	7	2	1			2		
42	11	12						
43	5	7	2			3		2
44	7	12				1		
45	3	2	1	1		1		
46	7	6	2			1		1
47	7	6	3					1
48	6	7	2			1		1
49	8	3	1	1		2		
50	1	7	2			1		1
51	13	5	4	1		1	1	2
52	3	6	3	1		3	1	
53	7	7	5	2		2		1
54	4	5	3	1		1	2	
55	8	7	5			4		1
56	1	3	9	1		4	1	1
57	7	8	11	1		2	1	
58	1	4	6			2		
59	9	4	2			4		
60	3	3	4	1		1	2	

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
61	5	8	3		2	1		
62	4	4	8	1	6	1		
63	4	6	8	2	5	1		
64	1	1	11	1	1	2		
65	5	5	4			2		
66	6	2	6	1				
67	7	4	6		1	1		
68	5	6	6	1	1			
69	1	4	2	1	1	1		
70	2	4	1	1				
71	4		4					
72	6	3	3	1				
73	2	7	1	1	1			
74	2	2	7	1	1			
75	3	9	3					
76	1	3	5	1				
77		13	3	4				
78		8	5	1				
79	1	7	5	5				
80		12		2				
81		3	4					
82		9		1				
83		7	2	1				
84		9	6					
85		2	7	1				
86		3	3					
87		2	5	1				
88		4	7					
89		1	4	1				
90		5	2					
91			4					
92		2						
93		2						
94			1					
95								
96			3					
97								
98			1					
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	396	353	223	40	54	18	13	1

その3 教育職給料表(一) (高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用)

適用者総数 351人

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		3			
8					
9					
10		2			
11		1			
12					
13					
14		2			
15		2			
16					
17		1			
18		6			
19		2			
20		1			
21					
22		1			
23		1			
24		4			
25		1			
26		3			
27		3			1
28		1			
29		2			
30		1			
31		4			
32		1			
33		2			
34					1
35		2			1
36		2			
37		1			
38					
39		2			
40		3			
41		1			3
42	1	1			
43		2			
44					
45					
46					
47					
48		1			
49		2			
50		1			
51		2		1	
52		2			
53		2			
54		4			
55		2			
56		1			
57					
58		1			
59		2		2	
60		1			

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
61		4			
62		4		1	
63		1			
64				1	
65		1			
66		2			
67		3			
68		2			
69					
70		1		1	
71		5			
72		1			
73		1			
74		2			
75					
76					
77				2	
78		1			
79		5		1	
80		1			
81		2		2	
82		2			
83					
84		2			
85					
86		1			
87			1		
88	1	1			
89			1		
90					
91		4			
92		1			
93		2			
94		2			
95		1			
96		1			
97					
98		3			
99		1	1		
100		2			
101		1			
102		2			
103					
104		5			
105		2			
106		2	1		
107					
108		3			
109		4			
110		4	1		
111		1	1		
112		3			
113		1			
114		3			
115		3			
116		4			
117		2			
118		4			
119		1			
120		4			

号俸	級	1	2	特2	3	4
121			2			
122			3			
123						
124			2			
125			3			
126			4			
127			1			
128			1			
129			1			
130			4			
131			2			
132			3			
133			4			
134			1			
135						
136			5			
137			2			
138			6			
139			6			
140			2			
141			8			
142			9			
143			5			
144			6			
145			5			
146			5			
147			3			
148			3			
149			1			
150			4			
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158			1			
159						
160						
161			1			
162						
163						
164			2			
165			34			
計		2	326	6	11	6

その4 教育職給料表(二) (幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用)

適用者総数 4,366人

号俸	級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19			122			
20			1			
21			1			
22			84			
23			23			
24			15			
25			5			
26			101			
27			18			
28			27			2
29			5			2
30			79			
31			22			34
32			27			1
33			8			
34			111			5
35			19			33
36			24			1
37			14			11
38			38			15
39			54			10
40			15			14
41			31			55
42			21		1	
43			61			
44			6			
45			28			
46			34			
47			15	1		
48			7			
49			39			
50			26			
51			37			
52			41			
53			20			
54			33			
55			26			
56			54			
57			21			
58			42			
59			19			
60			51		1	

号俸	級	1	2	特2	3	4
61			19			
62			56			
63			56			
64			26		1	
65			28	1		
66			44			
67			11	1	1	
68			8	1	2	
69			23		2	
70			25		1	
71			45	1	3	
72			27		2	
73			30		6	
74			25	1	1	
75			42		1	
76			19	1	3	
77			32	1	3	
78			17	1	1	
79			27	1	5	
80			23		7	
81			29		4	
82			16	1	4	
83			36	1	3	
84			11		1	
85			25	1	21	
86			17	1	3	
87			29		4	
88			25	2	3	
89			27		4	
90			15	2	1	
91			27	2	6	
92			22		16	
93			28		4	
94			18	1	9	
95			31	2	4	
96			17	1	6	
97			15	1	58	
98			3			
99			15	1		
100			8	1		
101			31			
102			14			
103			21	1		
104			19	1		
105			14	1		
106			15			
107			3			
108			14			
109			11			
110			17	1		
111			6			
112			9			
113			16	12		
114			16			
115			8	1		
116			12	2		
117			14			
118			15	2		
119			11	2		
120			11			

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
121		9	21		
122		12			
123		6			
124		22			
125		6			
126		18			
127		12			
128		9			
129		16			
130		7			
131		11			
132		4			
133		6			
134		3			
135		6			
136		3			
137		5			
138		4			
139		10			
140		6			
141		9			
142		4			
143		17			
144		1			
145		9			
146		2			
147		11			
148		3			
149		6			
150		8			
151		3			
152		5			
153		2			
154		7			
155		9			
156		1			
157		7			
158		4			
159		17			
160		4			
161		6			
162		6			
163		4			
164		13			
165		4			
166		5			
167		7			
168		6			
169		24			
170		3			
171		5			
172		11			
173		823			
計	0	3,920	71	192	183

その5 医療職給料表(一) (保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 14人

号俸	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22			1			
23						
24						
25						
26						
27			1			
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53			1			
54						
55			1			
56						
57						
58						
59						
60						

号俸 \ 級	1	2	3	4	5
61			1		
62					
63					
64					
65				1	
66					
67		1			
68					
69					
70					
71					
72					
73					1
74					
75					
76					
77					
78				1	
79					
80					
81					
82					
83					
84			1		
85				1	
86					
87					
88					
89					
90			1		
91					
92				1	
93				1	
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
計	0	8	5	1	0

その6 医療職給料表(二) (保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 10人

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							

号俸 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
61							
62							
63							
64							
65							
66		1					
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78					1		
79							
80							
81		1					
82							
83							
84							
85		1					
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98					1		
99				1			
100							
101							
102							
103							
104				1			
105					1		
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119				1			
120				1			

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
計	0	3	4	2	1	0	0

第7表 給料表別、級別、年齢別人員

給料表	年級	年齢																					
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
行政職	1	7	18	17	17	124	101	125	131	146	123	141	142	127	112	119	108	88	81	42	41	27	
	2														25	33	32	34	32	31	39	63	
	3															3	8	11	14	22	21	28	
	4																					4	
	5													1									
	6																						
	7																						
	8																						
	計		7	18	17	17	124	101	125	131	146	123	141	142	128	137	155	148	133	127	95	101	122
消防職	1	1	7	8	11	23	26	30	35	39	41	31	36	19	19	10	14	20	21	3	1		
	2											1	3	1	6	12	7	18	8	23	28	13	
	3															1		1		3	1	4	
	4																						
	5																						
	6																						
	7																						
	8																						
	計		1	7	8	11	23	26	30	35	39	41	32	39	20	25	23	21	39	29	29	30	17
教育職(一)	1										1												
	2					1	4	4	8	5	7	9	7	6	2	8	6	5	4	4	6	3	
	特2																						
	3																						
	計					1	4	4	8	5	8	9	7	6	2	8	6	5	4	4	6	3	
教育職(二)	1																						
	2					96	116	148	144	151	140	116	108	115	134	141	124	96	119	88	92	106	
	特2																						
	3																						
	計					96	116	148	144	151	140	116	108	115	134	141	124	96	119	88	92	106	
医療職(一)	1																						
	2																				1		
	3																						
	4																						
	計																				1		
医療職(二)	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	6																						
	計																						
総計		8	25	25	28	244	247	307	318	341	312	298	296	269	298	327	299	273	279	217	229	248	

(単位:人、歳)

39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60以上	計	平均年齢
20	17	6	6	5	6	2	7	1	4	3	2	1	4	3	1		1		1	3	5	1,935	29.7
45	64	63	91	70	58	52	56	81	4	2	1				1							877	41.0
35	28	29	20	28	51	52	53	44	113	113	109	92	57	84	49	70	63	79	74	70		1,420	49.9
5	7	11	8	13	22	22	15	35	21	27	28	21	17	23	20	21	23	16	14	16		389	50.2
1	5	1	3	7	7	16	17	13	19	14	26	17	23	31	29	22	31	22	29	25	1	360	52.5
	1				2	1	7	8	8	5	11	9	7	13	11	12	16	22	9	9		151	53.6
								2	4	4	7	5	5	12	7	13	15	15	17	10		116	55.2
		1													1	4	8	4	5	5		28	56.6
106	122	111	128	123	146	145	155	184	173	168	184	145	113	166	119	142	157	158	149	138	6	5,276	41.5
1																						396	27.8
32	21	26	13	15	19	37	27	23	20													353	41.1
5	5	4	3	5	4	6	9	2	3	26	29	16	14	16	16	7	12	7	14	10		223	50.7
		1	2	3	2	2	1	2	1	1	3	2	2	3	4		1	4	3	3		40	51.4
				1	1		1	2	2	4	4	3	6	5	3	5	4	2	4	7		54	53.6
							1	1		2	1	1	1	1	2	2	1	4		1		18	53.8
												1			2	3	2	1	1	2	1	13	55.7
																		1				1	57.8
38	26	31	18	24	26	45	39	30	26	33	37	23	23	27	28	16	19	19	23	22		1,098	39.6
1																						2	33.3
9	8	9	7	5	7	5	11	14	15	13	16	12	9	11	13	12	20	16	14	11		326	45.3
										1	1	1	1	1						1		6	52.7
						1				1	1	1	3		4							11	51.9
																	2	3	1			6	57.2
10	8	9	7	5	7	6	11	14	15	15	18	14	13	12	17	12	22	19	15	12		351	45.7
																						0	—
95	90	95	79	58	71	65	64	68	79	72	64	73	74	100	105	115	145	123	123	127	1	3,920	39.9
	2		3	1	3	2	3	8	5	3	7	4	6	6	2	4	2	3	5	2		71	50.8
						4	8	11	18	11	19	16	27	21	19	10	15	5	3	5		192	52.1
													6	14	14	22	22	29	42	34		183	57.0
95	92	95	82	59	74	71	75	87	102	86	90	93	113	141	140	151	184	160	173	168	1	4,366	41.4
																						0	—
		1			1	1	1		1							1					1	8	47.6
														1	1	1				1	1	5	57.5
																					1	1	62.9
																						0	—
		1			1	1	1		1					1	1	2				1	3	14	52.2
																						0	—
						1		1	1													3	47.1
												1		1					1	1		4	55.0
																			1	1		2	57.9
																					1	1	59.6
																						0	—
																						0	—
						1		1	1			1		1				2	2	1		10	53.7
249	248	247	235	211	254	269	281	316	318	302	329	276	262	348	305	323	382	358	362	342	10	11,115	41.4

第8表 給料表別、級別、経験年数別人員

給料表	級	経験年数																					
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
行政職	1	125	121	125	144	168	142	150	146	149	108	141	104	91	67	43	26	8	17	9	12	10	
	2							1	1	1	41	38	34	37	45	30	38	66	46	46	49	35	
	3										2	12	16	27	21	29	39	21	22	28	25	18	
	4														1	1	3	7	12	15	14	10	
	5							1							1				5	5	5	8	
	6																				1		
	7																						
	8																				1		
	計		125	121	125	144	168	142	152	147	150	151	191	154	155	135	103	106	102	102	105	105	81
消防職	1	22	27	29	36	35	41	24	40	27	34	17	17	20	8	8	4	3	4				
	2							1	3	2	7	10	7	9	16	20	25	21	17	26	21	14	
	3											1	1	1	2	3	4	2	4	5	5	2	
	4																	1			1	2	
	5																						
	6																						
	7																						
	8																						
	計		22	27	29	36	35	41	25	43	29	41	28	25	30	26	31	33	27	25	31	27	18
教育職(一)	1					1											1						
	2	2	4	5	9	7	9	10	4	4	4	4	7	7	3	5	7	10	8	7	5	6	
	特2																						
	3																						
	計	2	4	5	9	8	9	10	4	4	4	4	7	7	3	5	8	10	8	7	5	6	
教育職(二)	1																						
	2	110	133	163	147	160	143	107	120	132	141	146	119	108	110	94	107	101	110	78	84	76	
	特2																		1	1	2	4	
	3																						
	計	110	133	163	147	160	143	107	120	132	141	146	119	108	110	94	107	101	111	79	86	80	
医療職(一)	1																						
	2														1		2						
	3																						
	4																						
	計														1		2						
医療職(二)	1																						
	2																				1		
	3																						
	4																						
	5																						
	6																						
	計																				1		
総計		259	285	322	336	371	335	294	314	315	337	369	305	301	274	233	256	240	246	223	223	185	

(単位:人、年)

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41以上	計	平均 経 験 年 数
3	3	6	5	1	2	1	1	1	4	1	1										1,935	7.3
47	56	45	56	57	47	27	11	21	2												877	19.0
34	37	32	34	33	49	59	92	82	109	77	86	73	54	49	32	42	56	61	39	30	1,420	28.5
18	13	20	19	20	18	13	26	20	14	19	22	21	15	8	11	12	14	9	5	9	389	28.1
10	18	8	16	17	23	14	12	21	18	25	16	18	27	22	8	13	17	16	9	7	360	30.2
	4	6	7	7	7	4	16	10	4	10	14	18	8	10	5	5	4	5	5	1	151	31.2
				6	6	4	6	4	14	5	11	16	6	8	11	1	6	4	7	1	116	32.8
									1		2	9	3	6	2	3			1		28	33.9
112	131	117	137	141	152	122	164	159	166	137	152	155	113	103	69	76	97	95	66	48	5,276	19.4
																					396	6.5
15	19	6	15	8	18	28	22	11	12												353	20.1
3	5	3	3	2	6	9	11	16	17	17	17	16	4	15	12	5	7	8	9	8	223	30.2
3		1				3	2	3	3	2	1	3	2	3	1		1	3	4	1	40	31.2
		1	1	1	5	4	3			1	6	4	8	7	3	3			3	4	54	33.1
			2	1		2	1						2	4	3	1		1		1	18	32.9
								1		4	1	1	1	1		1		1	1	1	13	34.4
																		1			1	39.2
21	24	11	21	12	29	46	39	31	32	24	25	24	17	30	19	10	8	14	17	15	1,098	18.7
																					2	9.8
6	7	10	13	15	16	10	12	10	10	14	13	18	21	9	7	6	1			1	326	22.3
				2			2	1								1					6	30.0
	1			1		2	3		4												11	29.2
												3	1	2							6	34.3
6	8	10	13	15	19	10	14	15	11	18	13	21	22	11	7	7	1			1	351	22.8
																					0	—
74	64	59	76	57	72	65	59	68	84	128	97	127	112	120	114	42	12	1			3,920	17.0
3	3	4	4	3	2	8	6	3	7	4	2	2	4	2	6						71	27.9
2	7	10	7	13	13	14	20	14	30	22	11	14	5	4	4	2					192	29.1
								4	9	17	21	26	23	29	38	16					183	34.2
79	74	73	87	73	87	87	85	89	130	171	131	169	144	155	162	60	12	1			4,366	18.4
																					0	—
	1	1	1									1						1			8	23.2
							1		1	1				1					1		5	33.0
																		1			1	39.2
																					0	—
	1	1	1				1		1	1		1		1				2	1		14	27.8
																					0	—
1			1																		3	21.3
									1	1						1	1				4	34.1
												1			1						2	34.6
																1					1	37.2
																					0	—
																					0	—
1			1						1	1		1			1	2	1				10	30.7
219	238	212	260	241	287	265	303	294	341	352	321	371	296	300	258	155	119	112	84	64	11,115	19.1

第9表 給料表別、学歴別、性別人員構成

学歴別 給料表 ・性別		学 歴 別 人 員 構 成								性別人員構成	
		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒			
		人員	率	人員	率	人員	率	人員	率	人員	率
全	男	4,763	77.3	130	2.1	1,261	20.5	5	0.1	6,159	55.4
	女	3,883	78.3	645	13.0	426	8.6	2	0.0	4,956	44.6
	計	8,646	77.8	775	7.0	1,687	15.2	7	0.1	11,115	100.0
行政職	男	1,968	69.9	110	3.9	736	26.1	3	0.1	2,817	53.4
	女	1,488	60.5	558	22.7	411	16.7	2	0.1	2,459	46.6
	計	3,456	65.5	668	12.7	1,147	21.7	5	0.1	5,276	100.0
消防職	男	532	49.9	13	1.2	520	48.7	2	0.2	1,067	97.2
	女	14	45.2	2	6.5	15	48.4	0	0.0	31	2.8
	計	546	49.7	15	1.4	535	48.7	2	0.2	1,098	100.0
教育職(一)	男	228	97.0	2	0.9	5	2.1	0	0.0	235	67.0
	女	113	97.4	3	2.6	0	0.0	0	0.0	116	33.0
	計	341	97.2	5	1.4	5	1.4	0	0.0	351	100.0
教育職(二)	男	2,028	99.8	5	0.2	0	0.0	0	0.0	2,033	46.6
	女	2,258	96.8	75	3.2	0	0.0	0	0.0	2,333	53.4
	計	4,286	98.2	80	1.8	0	0.0	0	0.0	4,366	100.0
医療職(一)	男	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	50.0
	女	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	50.0
	計	14	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	14	100.0
医療職(二)	男	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	女	3	30.0	7	70.0	0	0.0	0	0.0	10	100.0
	計	3	30.0	7	70.0	0	0.0	0	0.0	10	100.0

(注)1 学歴は、給与決定上の学歴である。

2 端数処理の関係上、学歴別人員構成の率の欄の合計が100%とならない場合がある。

第10表 給料の特別調整額の支給状況

区分 受給職員	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	計	受給職員 1人あたり 平均手当額
給料表 適用職員	人 23	人 37	人 79	人 383	人 240	人 185	人 201	人 1,148	円 72,544
行政職 給料表 適用職員	22	36	65	344	188			655	83,444

(注) 各区分に該当する職は以下のとおりである。

1種・・・・・・危機管理監、局長、区長等

2種・・・・・・理事、次長、副区長等

3種・・・・・・部長等

4種・・・・・・参事、課長等

5種・・・・・・主幹、高等学校長、中等教育学校長、特別支援学校長等

6種・・・・・・小中学校校長、高等学校副校長、特別支援学校副校長、幼稚園長

7種・・・・・・高等学校教頭、中等教育学校教頭、特別支援学校教頭、
小中学校教頭、幼稚園副園長

第11表 扶養手当の支給状況

その1 受給職員数及び平均扶養親族数

受給職員	区分					受給職員1人 当たり平均 扶養親族数
	受給職員数	扶養親族 1人	扶養親族 2人	扶養親族 3人	扶養親族 4人以上	
給料表 適用職員	4,212人	1,592人	1,504人	882人	234人	1.95人
行政職 給料表 適用職員	1,924人	751人	680人	400人	93人	1.92人

(注) 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう(その2において同じ。)

その2 扶養親族数及び平均手当月額

受給職員	扶養親族数	区分				受給職員1人 当たり平均 手当月額
		配偶者	子	うち特定 期間にある子	左記以外の 扶養親族	
		6,500円	10,000円	+5,000円	6,500円	
給料表 適用職員	8,214人	1,897人	6,057人	1,773人	260人	19,813円
行政職 給料表 適用職員	3,694人	853人	2,693人	841人	148人	19,564円

(注) 「特定期間にある子」とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第12表 住居手当の支給状況

区分 住居の種類 及び手当額		受給職員数		受給職員1人当たり平均手当月額	
		給料表 適用職員	行政職 給料表 適用職員	給料表 適用職員	行政職 給料表 適用職員
借家・借間	6,600円未満	人 0	人 0	円 26,950	円 27,004
	6,600円以上10,600円未満	0	0		
	10,600円以上27,600円未満	551	257		
	27,600円	2,533	1,319		
計		3,084	1,576	-	-

第13表 通勤手当の支給状況

区分		受給職員	給料表適用職員	行政職給料表 適用職員
		受給職員数		
交通機関等 利用者	受給職員数	2,994人		2,625人
	1人当たり平均手当月額	11,786円		11,868円
交通用具 使用者	受給職員数	7,094人		1,806人
	1人当たり平均手当月額	7,600円		7,297円
交通機関等及 び交通用具の 併用者	受給職員数	465人		433人
	1人当たり平均手当月額	17,399円		17,323円
非該当職員数		562人		412人
計		11,115人		5,276人

第14表 再任用職員の給料表別、級別人員

給料表	計	級								
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8
行政職	人 416 (105)	人	人 356 (96)	人	人 43 (4)	人 13 (1)	人 1 (1)	人	人 3 (3)	人
消防職	43 (7)		37 (6)		6 (1)					
教育職(一)	44 (24)		44 (24)							
教育職(二)	174 (166)		173 (166)		1					
医療職(一)	0									
医療職(二)	3		3							

(注) ()内は、フルタイム勤務職員の数(内数)である。

民間給与関係

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を民間の給与と比較検討するに当たっての基礎資料を得るため、仙台市内の民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、宮城県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和3年4月最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の仙台市内における全産業562事業所

なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（うち初任給関係12職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3(1)に記載した仙台市内の民間事業所を産業、規模等によって15層に層化し、これらの層から157事業所を無作為に抽出した。調査の完了した事業所は第15表に示すとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数にのぼる

ときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

5 調査実人員

調査実人員及び調査職種該当者(母集団)の推定数は、次のとおりである。

調査実人員 5,855 人 (うち初任給関係職種 438 人)

調査職種該当者 (母集団) 26,581 人 (うち初任給関係職種 1,461 人)

6 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元した。

第15表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 136	事業所 42	事業所 20	事業所 18	事業所 38	事業所 18
農業, 林業, 漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	19	3	4	6	3	3
製 造 業	18	8	3	1	5	1
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	36	10	5	1	13	7
卸 売 業 , 小 売 業	22	5	4	5	7	1
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	11	6	1	1	2	1
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, 各種サービス業	30	10	3	4	8	5

(注) 上記のほか、調査実施に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が21事業所あった。

第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
		円	円	円	円	
事務・技術関係	新卒事務員	大 学 卒	199,777	202,400	195,528	185,612
		短 大 卒	179,658	181,936	175,306	157,130
		高 校 卒	164,814	167,679	161,408	152,740
	新卒技術者	大 学 卒	205,936	209,388	196,234	x
		短 大 卒	182,447	183,038	180,864	—
		高 校 卒	167,855	169,968	161,526	—
	事務・技術計	大 学 卒	202,006	205,043	195,775	185,710
		短 大 卒	180,689	182,330	177,830	157,130
		高 校 卒	165,888	168,566	161,447	152,740

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当等の所定外給与のほか、家族手当、通勤手当等特定の者にも支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、初任給の定めのある事業所について平均したものである。

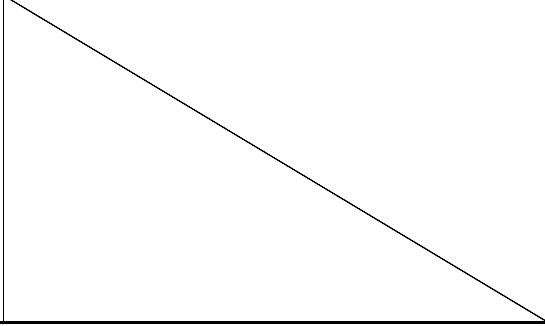
2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第17表 職種別給与額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			
			きまって支給する		(a)-(b)	
			給 与 (a)	うち時間外手当(b)		
	人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	12	51.9	810,450	17	810,433
	工 場 長	2	57.3	561,083	0	561,083
	事 務 部 長	191	53.3	637,159	2,979	634,180
	技 術 部 長	97	52.7	646,713	924	645,789
	事 務 部 次 長	44	52.9	578,345	7,858	570,487
	技 術 部 次 長	44	50.0	488,755	194	488,561
	事 務 課 長	390	50.8	587,104	5,259	581,845
	技 術 課 長	227	49.4	556,470	5,855	550,615
	事 務 課 長 代 理	232	47.7	538,796	46,962	491,834
	技 術 課 長 代 理	52	48.0	528,703	11,738	516,965
	事 務 係 長	397	46.0	447,409	43,810	403,599
	技 術 係 長	127	44.5	471,695	84,350	387,345
	事 務 主 任	439	43.0	389,009	35,884	353,125
	技 術 主 任	208	41.9	398,580	38,610	359,970
	事 務 係 員	1,755	35.3	300,592	33,730	266,862
技 術 係 員	914	34.3	370,308	72,720	297,588	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—
	守 衛	—	—	—	—	—
	用 務 員	x	x	x	x	x

(注)1 「中間職(部長－課長間)」、「中間職(課長－係長間)」、「中間職(係長－係員間)」とは、それぞれ()内のられる者をいう。

2 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。) 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職8級 企業規模100人以上500人未満 行政職7級 企業規模100人未満 行政職6級
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職7級 企業規模100人以上500人未満 行政職6・5級 企業規模100人未満 行政職5級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	企業規模500人以上 行政職6・5級 企業規模100人以上500人未満 行政職4・3級 企業規模100人未満 行政職4・3級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4・3級
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職4・3級 企業規模100人以上500人未満 行政職2級 企業規模100人未満 行政職2級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等 と認められる主任 中間職(係長一係員間)	企業規模500人以上 行政職2級 企業規模100人以上500人未満 行政職1級 企業規模100人未満 行政職1級
	行政職1級
見習、外国語の電話交換手を除く。	

役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が()内の役職の間に位置付け

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			
			きまって支給する		(a)-(b)	
			給 与 (a)	うち時間外手当(b)		
	人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—	—
	大 学 副 学 長	3	56.3	759,900	0	759,900
	大 学 学 部 長	x	x	x	x	x
	大 学 教 授	40	53.4	659,294	0	659,294
	大 学 准 教 授	37	43.0	530,728	0	530,728
	大 学 講 師	6	46.5	528,048	6,596	521,452
	大 学 助 教	5	42.2	415,120	0	415,120
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	5	56.4	592,723	0	592,723
	高 等 学 校 教 諭	68	44.1	471,949	0	471,949
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	x	x	x	x	x
	研 究 部 (課) 長	17	50.4	649,511	12,311	637,200
	研 究 室 (係) 長	28	47.1	596,703	111,967	484,736
	主 任 研 究 員	40	50.1	536,754	65,282	471,472
	研 究 員	34	38.2	390,863	64,871	325,992
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

備	考
<p>構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)</p> <p>2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長</p> <p>構成員3人以上の室(係)の長</p> <p>下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)</p>	

第18表 賞与の配分状況

(単位:%)

	係 員		課長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
令和2年冬季	53.0	47.0	46.6	53.4

国及び他の指定都市の
職員の給与

第19表 国家公務員の平均給与月額等

区分 給与種目	行政職俸給表(一)適用職員		全職員	
	令和3年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和2年4月
	円	円	円	円
俸給	325,827	327,564	336,333	337,788
扶養手当	9,273	9,613	9,622	9,931
俸給の特別調整額	12,681	12,530	11,979	11,871
地域手当等	43,601	43,534	43,124	43,093
住居手当	6,647	6,427	6,142	5,920
その他	9,124	9,200	7,529	7,600
計	407,153	408,868	414,729	416,203
平均年齢	43.0 歳	43.2 歳	42.7 歳	42.9 歳

(注)1 「俸給」には、俸給の調整額を含む。

2 「地域手当等」には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。

3 「その他」は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第20表 指定都市職員の平均給与月額等

その1 給料表適用職員

(令和3年4月)

都 市 名	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計	平 均 年 齢
	円	円	円	円	歳
札幌市	325,281	8,564	10,457	344,302	40.3
静岡市	337,913	8,337	18,370	364,620	40.3
浜松市	343,486	8,651	10,995	363,132	41.8
名古屋市	332,767	7,491	52,077	392,335	40.7
京都市	340,460	9,235	35,578	385,273	40.8
大阪市	319,408	9,014	53,437	381,859	40.7
神戸市	338,347	9,356	42,761	390,464	40.9
岡山市	345,355	9,167	11,066	365,588	41.9
広島市	324,708	7,537	33,924	366,169	39.8
北九州市	349,429	10,541	11,263	371,233	42.5
福岡市	327,160	8,778	34,236	370,174	39.4
仙台市	337,303	7,508	21,244	366,055	41.4

(注)1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 京都市には、技能職員を含む。

3 京都市は給与減額措置による減額前の額であり、大阪市は給与減額措置による減額後の額である(その2において同じ。)

4 令和3年9月29日現在、上記職員の平均給与月額等を公表している都市について掲載した。

その2 行政職給料表適用職員(事務・技術系)

(令和3年4月)

都 市 名	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計	平 均 年 齢
	円	円	円	円	歳
札幌市	300,409	8,032	9,673	318,114	39.3
静岡市	320,062	10,508	19,458	350,028	39.6
浜松市	331,817	9,705	10,971	352,493	42.8
名古屋市	313,539	7,282	49,183	370,004	40.6
京都市	330,941	9,012	34,702	374,655	41.1
大阪市	316,760	9,512	53,463	379,735	42.9
神戸市	324,605	8,676	41,354	374,635	41.2
岡山市	337,104	11,234	10,990	359,328	42.7
広島市	313,241	7,191	32,922	353,354	40.0
北九州市	351,827	11,926	11,472	375,225	44.4
福岡市	312,597	9,030	33,008	354,635	39.3
仙台市	324,050	7,134	20,561	351,745	41.5

(注)1 「給料」には、給料の調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 令和3年9月29日現在、上記職員の平均給与月額等を公表している都市について掲載した。

勞 働 經 濟 指 標

第21表 労働経済指標

項目			年 月		令和2年	5月	6月	7月	8月
			4月						
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 (調査産業計)	全国	金額	295,668	287,170	290,945	292,662	291,134	
			前年同月比	△ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.3	△ 1.6	
		宮城県	金額	271,267	—	—	—	—	
			前年同月比	△ 0.7	—	—	—	—	
	うち所定内給与	全国	金額	272,921	268,587	272,241	272,186	269,946	
			前年同月比	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.2	△ 0.4	
		宮城県	金額	249,949	—	—	—	—	
			前年同月比	0.3	—	—	—	—	
	総実労働時間数 (調査産業計)	全国			143.8	126.9	141.3	145.8	133.7
		宮城県			149.1	—	—	—	—
うち所定外労働時間		全国		10.5	8.6	9.3	10.3	9.9	
		宮城県		10.6	—	—	—	—	
生計費 (総務省家計調査)	消費支出	全国	金額	267,922	252,017	273,699	266,897	276,360	
			前年同月比	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1	△ 7.3	△ 6.7	
		仙台	金額	259,933	241,781	239,582	281,791	309,533	
			前年同月比	△ 13.8	△ 14.1	△ 6.8	11.1	2.8	
		仙台 (勤労者世帯)	金額	322,505	275,766	252,841	273,827	280,884	
			前年同月比	△ 2.6	△ 10.0	△ 8.6	△ 1.9	△ 10.7	
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	
		仙台	前年同月比	0.5	0.4	0.2	0.3	0.1	
	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年同月比	△ 2.5	△ 2.7	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.6	
雇用・生産	常用雇用指数 (調査産業計・厚生労働省)		前年同月比	0.8	0.2	0.2	0.2	0.2	
	有効求人倍率 (厚生労働省)			1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	
	完全失業率 (総務省)			2.6	2.8	2.8	2.9	3.0	
	鉱工業生産指数 (経済産業省)		前年同月比	△ 15.5	△ 27.0	△ 18.4	△ 15.9	△ 14.0	
	実質国内総生産 (内閣府)		前期比	△ 7.9			5.3		

- (注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「国内企業物価指数」、「常用雇用指数」及
内給与」のうち宮城県の前年同月比は実数)、「消費者物価指数」の前年同月比は令和2年
2 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「総実労働時間数」、「所定外労働時間」及
3 「消費支出」は二人以上世帯の数値である。
4 「有効求人倍率」、「完全失業率」及び「実質国内総生産」は季節調整値である。
5 「—」は、令和3年9月29日現在、数値が公表されていないため掲載していない。

9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
292,878	296,294	294,168	294,981	293,031	292,791	297,340	300,317	294,857	297,175
△ 1.0	△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1.1	1.6	2.6	2.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
271,743	273,816	271,143	271,852	270,026	269,868	273,650	275,920	272,097	274,365
0.0	0.3	△ 0.3	0.1	0.4	0.3	1.5	1.1	1.4	0.8
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
140.6	147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4	136.0	146.9
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10.7	11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1	11.1	11.4
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
269,863	283,508	278,718	315,007	267,760	252,451	309,800	301,043	281,063	260,285
△ 10.2	1.4	0.0	△ 2.0	△ 6.8	△ 7.1	6.0	12.4	11.5	△ 4.9
246,945	276,266	265,676	283,565	259,785	302,427	301,305	274,220	334,079	252,818
△ 19.4	7.8	7.7	△ 7.9	△ 12.1	36.2	18.1	5.5	38.2	5.5
262,527	318,726	286,305	282,185	255,497	324,569	329,156	272,595	337,346	263,261
△ 14.0	17.5	6.8	△ 19.8	△ 19.2	27.2	10.5	△ 15.5	22.3	4.1
0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5
0.6	0.3	△ 0.1	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.3	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.1
△ 0.8	△ 2.1	△ 2.3	△ 2.0	△ 1.5	△ 0.6	1.2	3.9	5.1	5.0
△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3	0.2	0.0
1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13
3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0	2.9
△ 9.1	△ 3.4	△ 4.1	△ 2.9	△ 5.3	△ 2.0	3.4	15.8	21.1	23.0
	2.8			△ 0.9			0.3		

び「鉱工業生産指数」の前年同月比並びに「実質国内総生産」の前期比は平成27年基準（ただし、「所定基準（ただし、令和2年12月以前は平成27年基準）による。び「常用雇用指数」は事業所規模30人以上の数値である。

